



平成 29 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社
代表者名 執行役社長 前原修身
(コード番号 6581 東証第 1 部)
問合せ先 広報戦略室長 宮根康徳
(TEL. 03-5783-0601)

会 社 名 HK ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 ウィリアム・ジャネッツチェック
(TEL. 03-6268-6000)

**HK ホールディングス株式会社による日立工機株式会社株券等
(証券コード 6581) に対する公開買付けの実施及び
「日立工機株式会社株券等 (証券コード 6581) に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正
に関するお知らせ**

HK ホールディングス株式会社は、本日、日立工機株式会社の普通株式及び新株予約権に対し、別添のとおり公開買付けを予定どおり実施する旨を決定し、また、平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「日立工機株式会社株券等 (証券コード 6581) に対する公開買付けに関するお知らせ」につき、一部記載の訂正がございましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、HK ホールディングス株式会社 (公開買付者) が、日立工機株式会社 (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成 29 年 1 月 27 日付「日立工機株式会社株券等 (証券コード 6581) に対する公開買付けの実施及び『日立工機株式会社株券等 (証券コード 6581) に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」

平成 29 年 1 月 27 日

各 位

会社名 HK ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 ウィリアム・ジャネッツチェック
電話番号 03-6268-6000

**日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けの実施及び
「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」の一部訂正
に関するお知らせ**

1. 日立工機株式会社株券等に対する公開買付けの実施について

平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「日立工機株式会社株券等（証券コード 6581）に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、HK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、日立工機株式会社（コード番号：6581 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 27 年 7 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、本公開買付前提条件（平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースの 1 頁に定義しております。）が充足された場合に、平成 29 年 1 月 30 日に開始する予定としておりました。

本日現在、本公開買付前提条件が充足されていることが確認されたことから、公開買付者は、本公開買付けを予定どおり平成 29 年 1 月 30 日から開始することいたしましたのでお知らせいたします。

なお、対象者が本日付で公表した「HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施に関する意見表明及び『HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、平成 29 年 1 月 13 日時点の対象者意見（当該意見の詳細については、対象者が平成 29 年 1 月 13 日付で公表した「HK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。）に変更はなく、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を改めて決議したとのことです。

本公開買付けの詳細につきましては、平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースをご参照ください。

2. 平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースの一部訂正について

平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースにつき、一部記載の訂正がございますので、併せてお知らせいたします。なお、下線部が訂正箇所となります。

【訂正前】

1. 買付け等の目的等

<中略>

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者の親会社である日立製作所及びその子会社である日立アーバンインベストメントとの間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、本株式買付価格及び本特別配当の合計額（対象者株式1株当たり1,450円）は、本公開買付け実施の公表日（本日）の前営業日である平成29年1月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,512円に対しては4.10%のディスカウントとなる金額であるものの、前記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、公開買付者は対象者が実施した入札プロセスを経て選定されたこと、及び本公開買付けにおいては、公開買付者及び対象者において以下のような措置が実施されていることから、公開買付者としては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していないとしても、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

<後略>

【訂正後】

1. 買付け等の目的等

<中略>

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が対象者の親会社である日立製作所及びその子会社である日立アーバンインベストメントとの間で本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、本株式買付価格及び本特別配当の合計額（対象者株式1株当たり1,450円）は、本公開買付け実施の公表日（本日）の前営業日である平成29年1月12日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,512円に対しては4.10%のディスカウントとなる金額であるものの、(i) 本件では、本日の本公開買付け実施の公表に先立ち平成28年10月5日及

び同年12月28日の二度にわたって対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による報道等がなされ、対象者の市場株価は当該報道等による影響を少なからず受けたものと考えられることから、対象者の市場株価を参照するに際しては、当該報道等による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当と考えられるところ、本株式買付価格及び本特別配当の合計額（対象者株式1株当たり1,450円）は、かかる市場株価に対して相応のプレミアム（注）が付されたものといえ、十分に妥当性を有するものと考えられること、（ii）前記「（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②公開買付者と対象者及び日立製作所との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、公開買付者は対象者が実施した価格競争を含む公正な入札プロセスを経て選定されたこと、及び（iii）本公開買付けにおいては、公開買付者及び対象者において以下のような措置が実施されていることから、公開買付者としては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していないとしても、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

（注） 本株式買付価格及び本特別配当の合計額（対象者株式1株当たり1,450円）は、本公開買付け実施の公表日（本日）の前営業日である同年1月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,344円に対して7.89%、同3ヶ月間の終値単純平均値1,072円に対して35.26%、同6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して62.37%のプレミアムを、また、日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による報道等がなされた平成28年10月5日の前営業日である平成28年10月4日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値739円に対して96.21%、並びに同年10月4日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値725円に対して100.00%、同3ヶ月間の終値単純平均値694円に対して108.93%、及び同6ヶ月間の終値単純平均値697円に対して108.03%のプレミアムを、さらに、その後のさらなる日立製作所による対象者株式の譲渡に関する一部報道機関による報道等がなされた平成28年12月28日の前営業日である平成28年12月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,253円に対して15.72%、並びに同年12月27日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,141円に対して27.08%、同3ヶ月間の終値単純平均値964円に対して50.41%、及び同6ヶ月間の終値単純平均値822円に対して76.40%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

<後略>

【訂正前】

1. 買付け等の目的等

<中略>

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付

けの公正性を担保するための措置

<中略>

③ 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手

対象者は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 9 月 29 日、対象者、日立製作所及び公開買付者との間に利害関係を有しない、渋村晴子氏（対象者社外取締役、独立役員）、妹尾泰輔氏（対象者社外取締役、独立役員）、山本昇氏（対象者社外取締役、独立役員）の 3 名から構成される独立委員会を設置し（なお、独立委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。）、平成 28 年 12 月 20 日、独立委員会に対し、(i)本取引の目的は正当性・合理性を有するか、(ii)本取引に係る手続きの公正性が確保されているか、(iii)本取引の取引条件（本株式買付価格及び本特別配当の合計額を含む。以下同じとします。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、(iv)(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明し応募を推奨すること及び本特別配当を実施することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないか、(b)本公開買付けの成立後に、公開買付者による本株式等売渡請求を承認し又は本株式併合を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益ではないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

<後略>

【訂正後】

1. 買付け等の目的等

<中略>

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

<中略>

③ 対象者における独立委員会の設置及び意見の入手

対象者は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 9 月 29 日、対象者、日立製作所及び公開買付者との間に利害関係を有しない、渋村晴子氏（対象者社外取締役、独立役員）、妹尾泰輔氏（対象者社外取締役、独立役員）、山本昇氏（対象者社外取締役、独立役員）の 3 名から構成される独立委員会を設置し（なお、独立委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。）、平成 28 年 12 月 20 日、独立委員会に対し、(i)本取引の目的は正当性・合理性を有するか、(ii)本取引に係る手続きの公正性が確保されているか、(iii)本取引の取引条件（本株式買付価格及び本特別配当の合計額を含む。以下同じとします。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、(iv)(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明し応募を推奨すること及び本特別配当を実施するこ

とは、対象者の少数株主にとって不利益ではないか、(b)本公開買付けの成立後に、公開買付者による本株式等売渡請求（後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じとします。）を承認し又は本株式併合（後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じとします。）を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益ではないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

<後略>

【訂正前】

2. 買付け等の概要

<中略>

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1, 014, 299 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	1, 012, 689 個	

<後略>

【訂正後】

2. 買付け等の概要

<中略>

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1, 014, 299 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	1,012,689 個	

<後略>

3. その他

本プレスリリースは、本公開買付け及び平成 29 年 1 月 13 日付プレスリリースの一部訂正を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者のフィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人は、その通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。かかる買取り又は買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買取りを行った対象者、又は当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー若しくは公開買付代理人のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

以上